

1. 制度の目的・概要

2

1. 制度の目的・概要

2019年10月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図るため、税率10%で一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する。

「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、
「子育て支援、働き方改革」
に資する住宅の新築・リフォームが対象

2. 対象住宅の要件等

4

2. 対象住宅の要件等

対象住宅のタイプ

新築 <所有者が自ら居住する住宅が対象(借家は対象外)>

(1)注文住宅の新築

所有者となる方が、発注(請負工事契約)するもの

(2)新築分譲住宅の購入

販売会社等が発注し、所有者となる方が購入する新築住宅

(3)新築分譲住宅の購入(完成済み購入タイプ)

販売会社等が発注し、所有者となる方が購入する新築住宅(完成済[※]のもの)

※2018年12月20日までに建築基準法に基づく検査済証が発行されたもの

リフォーム <全ての住宅が対象>

(4)リフォーム

所有者等が施工者に工事を発注(工事請負契約)をして実施するリフォーム

対象期間

新築

<消費税率10%が適用されるものが対象>

(1) 注文住宅の新築

2019.4～2020.3に請負契約・着工※し、2019.10以降に引渡しをうけたもの

(2) 新築分譲住宅の購入

2018.12.21～2020.3に請負契約・着工し、かつ売買契約を締結し、
2019.10以降に引渡しをうけたもの

(3) 新築分譲住宅の購入(完成済み購入タイプ)

2018.12.20までに完成済みの新築住宅であって、
2018.12.21以降、完成から1年以内に売買契約を締結し、
2019.10以降に引渡しをうけたもの

リフォーム

<消費税率10%が適用されるものが対象>

(4) リフォーム

2019.4～2020.3に請負契約・着工※し、2019.10以降に引渡しをうけたもの

*税率引上げ後の反動減を抑制する観点から、2018.12.21～2019.3に請負契約を締結するものであっても、
着工が2019.10～2020.3となるものは特例的に対象とする

対象住宅の性能要件等

新築

リフォーム

新築

居住要件

自ら
居住する
住宅

対象住宅の性能・対象工事等

次の①～③のいずれかに該当すること

①一定の性能を有する住宅

- a) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の性能
- b) 劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上の性能
(共同住宅及び長屋については、一定の更新対策を含む)
- c) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の性能又は免震建築物
- d) 高齢者等配慮対策等級3以上の性能

②耐震性のない住宅の建替

③家事負担軽減に資する設備を設置した住宅

リフォーム

全ての住宅

次の①～⑨のいずれかに該当すること

①開口部の断熱改修

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

③エコ住宅設備の設置

④耐震改修

⑤バリアフリー改修

⑥家事負担軽減に資する設備の設置

⑦リフォーム瑕疵保険への加入

⑧インスペクションの実施

⑨若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う

一定規模以上のリフォーム